

アナログ放送まで、あとわずかです!!



アナログ放送は、7月24日正午から、テレビ画面が青色になるお知らせ画面に移行し、7月25日午前0時をもって、すべての放送が終了します。そのため、それまでに地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見る事ができなくなります。

地上デジタル放送を視聴するには、新たにデジタルテレビを購入するほか、アナログテレビに地上デジタル放送用チューナー等を取り付ける方法があり、いずれもUHFアンテナが必要です。デジタル化の準備にあたり、「何をすればよいか分からない」という方や「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」という方は、デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)へお問い合わせください。

なお、BSアナログ放送も7月25日午前0時をもって終了します。
お問い合わせ「デジサポ埼玉」(048・610・8080)、またはホームページ(http://digsupport.jp/)へ。

地上デジタル放送視聴のための低所得世帯支援の拡大について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送を視聴できない世帯に対する支援を行っています。今回、その支援の対象に「市町村民税非課税世帯」が追加されました。対象および内容は次のとおりです。

NHK放送受信料全額免除世帯

- ① 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
 - ② 障害者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の世帯
 - ③ 社会福祉施設に入所し、自らテレビを持ち込んでいる世帯
- 内容/簡易なチューナー1台を無償で給付し、訪問設置を行います。また、アンテナの改修が必要な場合は、無償で改修します。
- お問い合わせ/総務省地デジチューナー

支援実施センター(0570・033840)へ。

市町村民税非課税世帯
対象/世帯全員が市町村民税非課税で、地上デジタル放送に対応できていない世帯
内容/簡易なチューナー1台を無償で給付します。簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。

※訪問設置、アンテナの給付は行いません。
お問い合わせ/総務省地デジチューナー支援実施センター(0570・023724)へ。

※NHK放送受信料全額免除世帯への支援と市町村民税非課税世帯への支援では、問い合わせの電話番号が異なりますので、ご注意ください。

地上デジタル放送のデジタル混信について

町内の一部地域で、他の電波からの混信が原因で、地上デジタル放送を良好に視聴できないデジタル混信が発生しています。
デジタル混信とは、兎玉テレビ中継局から放送された地上デジタル放送をアン



デジタル混信イメージ

テナで視聴している世帯で、NHKデジタル総合(1チャンネル)の画面に四角いノイズ(ブロックノイズ)の混入や映像が静止するなど乱れる現象のことです。
このような場合、混信障害の可能性がありますので、デジサポ埼玉(総務省テレビ受信者支援センター)にご相談ください。
お問い合わせ/デジサポ埼玉(総務省テレビ受信者支援センター)(048・610・8080)へ。

設置します! 地デジ臨時相談コーナー

役場1階ロビーに「地デジ臨時相談コーナー」を開設します。個別の相談に応じますので、お気軽にお越しください。
日時/6月28日(火)~7月15日(金)、8月2日(火)~5日(金)午前9時30分~午後4時※月・土・日曜日、祝日を除く
場所/役場1階ロビー
内容/地上デジタル放送の受信に関する相談
お問い合わせ/地デジ臨時相談コーナー(048・610・8080)、または企画課(0581・2121内線362)へ。



年金お祝い金

国民年金保険料には免除制度があります。経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難な場合は、申請し、承認されると保険料が免除されます。免除制度は段階的に免除基準を設定して、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除があります。

申請月	承認期間
23年7月まで	22年7月~23年6月 (21年所得で審査)
23年7月~24年7月	23年7月~24年6月 (22年所得で審査)

免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件です。天災や失業等の理由による申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書等を添付してください。

問い合わせ/埼玉国民年金電話相談センター(0525・1844)、熊谷年金事務所(0522・5158)、または保険年金課(0581・2121内線112)へ。
※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。

免除の対象となる所得の目安

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯(夫婦・お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

社会保険料控除などの控除額が各個人で異なるため、上の表は目安となります。

促進しています!

住宅の省エネ対策エネラップ

平成19年度(2007年)の家庭部門の二酸化炭素排出量は、県全体の20.3%を占めており、基準年(1990年)に比べ52%増加しています。県では、既存住宅の省エネ化を促進させるため、高効率給湯器の設置などの15種類の省エネ対策のうち2種類を行う場合、その対策費用に対し補助金を交付する「我が家の省エネ対策エコアップ促進事業」を開始しました。

- 補助金額**
- エコジョーズ/2万円
 - エコフィール/2万円
 - エコキュート/4万円
 - エコウィル/4万円
 - エネファーム/20万円
 - 太陽熱利用システム(自然循環型)/2万円
 - 太陽熱利用システム(強制循環型)/4万円
 - 地中熱利用システム/20万円
 - LED照明器具(設置費5万円以上)/1万円
 - 節水型トイレ/2万円
 - ペレットストーブ/2万円
 - 高断熱浴槽/2万円
 - 高断熱塗装/工費費の10分の1(上限10万円)
 - 遮熱フィルム(施工面積8㎡以上)/1万円
 - 屋上緑化(緑化面積10㎡以上)/4万円
- これらの設置費用(2種類まで)に対し、補助金を交付します(上限25万円)。
- 申請見込件数/300件
申請期限/平成24年2月29日(水)まで
申請窓口/補助金交付申請書に所定の添付書類を添え、県庁温暖化対策課へ提出してください。
問い合わせ/県環境部温暖化対策課エコエネルギー推進担当(048・830・3069)へ。

庁舎1階ロビーでギャラリーやミニコンサートを!

町では、町民の文化・芸術活動の推進と生涯学習活動を応援するため、庁舎1階ロビーを定期的に開放し、作品展示や演奏などの場を提供します。
ギャラリーは6月から、ミニコンサートは8月から開放しますので、大勢の皆さんの利用をお願いします。

ギャラリー
利用日時/毎月第2および第4月曜日(金曜日)までの5日間(開庁日のみ)午前8時30分から午後5時まで
対象/町内在住・在勤で、展示を希望する団体(個人可)
内容/文化・芸術作品の展示等
申し込み/利用の6カ月前から7日前までに財務課へお申し込みください(申し込み順の利用になります)。
その他/庁舎使用料は無料です。展示作品については出展者が管理してください。パネルや机は貸し出しします。

ミニコンサート
利用日時/毎月第3土曜日午後6時から7時30分まで
対象/町内在住・在勤で、演奏会等を希望する団体(個人可)
内容/合唱や三重奏などの演奏会等
※楽器の音声を増幅させる機器(マイク・アンプ)は使用できません。

申し込み/利用の6カ月前から1カ月前までに財務課へお申し込みください(申し込み順の利用になります)。
その他/庁舎使用料は無料です。電子ピアノや椅子は貸し出しします。
*営利や宗教、政治的な目的、公序良俗に反するもの、または反する恐れのあるものは利用できません。

問い合わせ/財務課(0581・2121内線322)へ。